

## 市民文化会館

## 建設地は旧桂高跡地に決定

……今年9月着工・56年度末完成の予定……

地域文化向上のため、市民が気軽に芸術を鑑賞し発表できる施設を……との声により、市では市民文化会館（仮称）建設のため、その建設基金を積み立てるとともに、建設敷地の選定を行ってきましたが、このほど「旧桂高跡地」に建設することが決まりました。

この建設敷地の決定に伴い、市ではその規模や設計等の基本計画作成作業に入っています。文化会館建設事業は本格的にスタートしました。

市では、市民の方々による「文化会館建設を促進する会」が発足するなど、建設の声が高まることで、昭和50年に「文化会館建設準備事務局」を設置し、検討を重ねてきましたが、20数億円という莫大な建設費が必要であることからまず、第一に建設基金の積み立てをということで、51年度から積み立てを開始しました。

この積立額が53年度末で6億円に達し、建設の見通しが立つことから、55年に着工ということで、54年度予算に調査費と設計料を計上するとともに、その建設敷地の選定を行ってきました。

市では、この建設敷地の選定にあたり「市民文化会館建設協議会」を設置し2人の委員を委嘱して、市民各層の意見を広く聞くとともに、市議会の「文化会館建設特別委員会」とも再三にわたり意見調整を行ってきた結果、旧桂高校跡地に建設が決定しました。

この建設敷地の決定により、文化会館建設計画は軌道に乗り、いま、市では基本計画作成作業を急ぐとともに、県及び

たばこは  
市内で  
買いましょう

1箱(150円もの)につき  
24円25銭が市の収入になります。

こんにちは!  
保健婦です

◆はしかの早期発見を  
力に似ている初期症状

はしかは春先に流行ることがあります。

初期症状がカゼに似るために軽く見て、その結果、病気を重くしてしまうことがあります。春先の乳幼児のカゼには十分ご注意を。

<感染の早期発見を>

はしかは、感染して初期症状が現れるまで11日前後の潜伏期間があります。ですから、熱が出てせきやくしゃみをし、目が充血したり目に出たり——いわゆるカゼの症状がみえたなら近所には確かにかかっている子供はいないか、はしかの子供と接触しなかったかどうかなど、振り返ってみましょう。

文化会館建設予定地



文化庁と折衝中であり、今後は地質調査ボーリングなどをを行い、今年9月には着工、56年度末に完成の予定で事業をすすめています。

また、同地建設に伴い、周辺の道路の改良や保育園、テニスコート等の移転などの問題を抱えることになりますが、計

画では、道路の改良については、着工前に工事道路として、城南小学校西脇から中央公民館への市道2本は、出入口を隅切工事で一部拡幅。さらに同小学校裏、中央公民館前の市道桜町線延長107mについては、現在の幅員を3m拡幅して9mとすることになっています。また、

## 身体障害者用市営住宅

20日に完成 10日から入居募集

餅田地内(餅田団地手前)に建設中の身体障害者用市営住宅は、いま工事が急ピッチで進められており、今月20日に完成します。

この住宅は、補強コンクリートブロック造りの平屋で、2戸連続造り1棟となっています。間どりは6畳と8畳の和室が各1室、6畳洋間が1室にダイニングキッチン、トイレ、浴室となっており、その他に屋外プレハブ物置(3・3坪)がついています。また、道路から玄関までは車椅子が楽に入りできるようスロープを設けるなど、住宅全体が身障者の生活を考慮された造りとなっています。

この住宅が今月20日に完成することに伴い、市では3月10日から入居者を次により募集します。

<募集戸数> 2戸  
<使用料> 13,500円(予定)  
<入居資格> 本人又は入居家族が身体



急ピッチで工事中の身体障害者用住宅

4月1日から  
市役所の電話番号が  
49-3111  
に変わります



会館の工事と並行して、55、56年の2カ年で市道片町・南畠町線延長95mを現在の幅員の2倍の8mに拡幅することになっています。

一方、城南保育園やテニスコート等の移転については現在検討中であり、早めに結論を出す方針でいます。

障害者手帳1級持所有者で常時車椅子生活者であること。

- ・市内に住所又は勤務場所がある方
- ・現に同居し又は同居しようとする親族がある方
- ・政令で定める基準の収入がある方
- ・受付期間 > 55年3月10日から  
55年3月17日まで

## &lt;選考方法&gt;

申込者多数の場合は、市営住宅入居者選考委員会設置規則により決定します。

## &lt;入居予定&gt;

昭和55年4月1日から  
※なお、詳しいことについては、市役所都市開発課庶務係(☎42-1212内線294)へお問い合わせください。

## 国民年金だより

納め忘れの方へ特例納付のチャンス

期 限 は 6月30日 ~

65歳になって老齢年金を受けるためには、保険料を納めた期間が25年以上あることが必要です。

また、保険料の免除を受けたことのある人は、免除期間と納めた期間の合計が25年以上あればよいことになります。

ところで、保険料を納め忘れていて2年たつと時効になり、それ以後はその分の保険料は納められなくなります。このような未納期間が多くなりますと将来、納付期間の合計が25年に満たず、老齢年金を受けられなくなる場合があります。

そこで、このような人をなくすため時効で納められなくなっている過去の期間の保険料を、特例を認めて納付できるようにしたのが「特例納付制度」です。

この特例納付制度を利用できるのは現在国民年金に加入しているか、これまでに加入したことのある人で、過去に当然加入の期間を有し、その期間について保険料を納めていない場合に限られます。

また、国民年金に当然加入しなければならないのに加入の手続きをとっていないなかつた人も、特例納付をすることができます。

特例納付として納める保険料は、未納期間1ヶ月につき4,000円です。

特例納付の取扱期間は今年6月30日までです。保険料を納め忘れたまま加入している方は、この機会をお見逃しなきように——なるべくお早めに市役所で手続きをしてください。

なお、詳しいことについては、市役所市民課年金係へお尋ねください。

・あぶないよ、歩きながらのふざけっこ